

## 群馬県災害ボランティア活動助成金にかかる細目及び基準

### ●助成金額

1事業につき、20万円を上限に助成する。

### ●助成対象団体要件

群馬県内に活動拠点があり、群馬県災害ボランティア活動助成事業の趣旨に賛同する下記の要件を満たす団体とする。

(1) 5名以上の団体であること（法人格の有無は問わない）

※ 営利活動を主目的とする団体や特定の政治・思想・暴力等に関わる団体は対象外

(2) 団体の活動概要がわかる下記の書類を提出していること。

①規約

②役員名簿

③活動内容がわかるもの

※ 書類提出は初回登録時のみ。以降は、内容に変更が生じた場合に提出。

### ●助成対象団体の例示

災害支援活動を行うボランティア・市民活動団体、NPO、市町村社会福祉協議会 等

### ●助成対象事業

原則として、県内及びその他の地域等で災害発生から3ヶ月以内の災害時における迅速な生活支援活動とし、群馬県社会福祉協議会会長の承認を得た事業を対象とする。

### ●助成対象事業の例示

- ・災害ボランティアセンターの設置・運営
- ・災害で発生した土砂・がれきの除去
- ・被災家屋等の片づけ・清掃
- ・被災地への支援物資の発送
- ・被災地における炊き出しおよび配食
- ・被災者への心のケア・生活支援 等

### ●助成対象経費の例示

- ・災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費  
(事務所の維持管理経費、事務所備品の整備・設備に係る費用、その他災害ボランティア活動支援等に係る必要経費等)
- ・被災地におけるボランティア活動に要する交通費、宿泊費（本会旅費規程に定める宿泊料を上限とする）
- ・ボランティア活動に要する資機材等の購入または借上費用
- ・ボランティア活動に要する事務消耗品等の購入費用
- ・バスやレンタカー等車両の借り上げ、ガソリン代金、有料道路通行料、駐車料金
- ・炊き出し・配食の食材の購入および機材・食器類の購入または借り上げ
- ・ボランティア保険料 等

### 附則

- 1 この細目及び基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成29年7月18日一部改正  
この細目及び基準は、平成29年7月18日から施行する。
- 3 平成31年3月13日一部改正  
この細目及び基準は、平成31年4月1日から施行する。